

## Ⅱ 平成20年度に講じた主な連携施策



## 平成20年度に講じた連携施策一覧

### 防犯

- 防犯性能の高い建物物品の開発・普及  
防犯性能の高い建物物品の開発・普及に関する官民合同会議を開催し、一定の防犯性能がある建物物品を掲載した「防犯建物部品目録」を追加公表。  
【平成20年度末】掲載品目総数：計17種類3,919品目  
＜警察庁、経済産業省、国土交通省＞  
(関連HP) <http://www.cp-bohan.jp/>
- 共同住宅に係る防犯対策  
「共同住宅に係る防犯上の留意事項」及び「防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針」の普及を促進。＜警察庁、国土交通省＞
- 防犯性能に配慮した公共施設等の整備・管理  
「防犯まちづくりにおける公共施設等の整備・管理に係る留意事項」の周知を図り、防犯性能に配慮した公共施設等の整備・管理を促進。  
＜警察庁、国土交通省＞  
(関連HP) <http://www.mlit.go.jp/crd/city/sigaiti/tobou/bohan.htm>

### 環境

- 建設リサイクル法に関するパトロールの実施  
建設リサイクル法に基づく特定建設資材廃棄物の分別解体等及び再資源化等の適正な実施に関し、全国一斉パトロール等を実施。  
【平成20年度】全国一斉パトロール実施回数：2回（5月、10月）  
＜国土交通省、環境省＞
- 公害防止施設の整備  
日本政策投資銀行が行う環境配慮型社会形成促進融資により、悪臭にかかる公害防止施設の整備を促進。＜経済産業省、環境省＞
- 学校エコ改修と環境教育事業  
学校エコ改修と環境教育事業により、地方公共団体による学校施設におけるCO<sub>2</sub>排出削減のための改修等のハード整備とそれを活用した環境教育等のソフト事業の一体的実施を促進。  
【平成20年度末】モデル校認定：17校　＜文部科学省、環境省＞  
(関連HP) <http://www.ecoflow.go.jp>
- 木のまち・木のいえ推進フォーラムの設立  
産学官の結集により住宅・建築物への木材利用の一層の促進に向けた取組を展開することを目的として「木のまち・木のいえ推進フォーラム」を設立。  
＜農林水産省、国土交通省＞

### 防災

- 海岸堤防等老朽化対策緊急事業の創設  
海岸保全施設整備事業により、津波・高潮に対する住宅の安全性を確保するための海岸保全施設の整備を実施。＜農林水産省、国土交通省＞

### まちづくり

- 人優先の安全・安心な歩行空間の整備  
市街地において、信号機、横断歩道や歩道等を整備するなど、人優先の安全・安心な歩行空間の整備を推進するため、新たにあんしん歩行エリアの指定を行った。  
【平成20年度】582地区　＜警察庁、国土交通省＞

## **高齢者・障害者等**

### ○高齢者、障害者等に対する介護等の便宜供与の促進

公営住宅を活用した認知症対応型老人共同生活援助事業、共同生活介護事業及び共同生活援助事業等により、高齢者、障害者等に対する介護等の便宜供与を促進。

【平成19年度末】公営住宅の活用戶数：649戸 <厚生労働省、国土交通省>

### ○あんしん賃貸支援事業

高齢者等の入居を受け入れることとする民間賃貸住宅（あんしん賃貸住宅）を登録し、当該物件の情報提供や居住支援等を行う「あんしん賃貸支援事業」により、高齢者等の入居の円滑化と安心できる賃貸借関係の構築を支援。

【平成20年度】事業実施自治体数：32団体<厚生労働省、国土交通省>

（関連HP）[http://www.anshin-chintai.jp/anshin/about\\_anshin.html](http://www.anshin-chintai.jp/anshin/about_anshin.html)

### ○離職者の居住安定確保に向けた公的賃貸住宅の活用

離職退職者の居住の安定確保に向け、若年単身者等本来の入居対象者以外の者に利用させる場合の手続きの簡素化を通じ、地方自治体が供給する公営住宅等の空き家の活用を図る。また、国土交通省の情報を厚生労働省に提供するとともに、都道府県住宅担当部局に対し、都道府県労働部局及びハローワークとの連携強化に関し特段の配慮を要請するなど、住宅施策と雇用施策との連携を強化した。

【平成21年5月15日時点】2,666戸 <厚生労働省、国土交通省>

### ○シルバーハウジング・プロジェクト

高齢者等の生活特性に配慮したバリアフリー化された公営住宅等と生活援助員による日常生活支援サービスとの提供をあわせて行うシルバーハウジング・プロジェクトを促進。

【平成20年度末】累積管理開始戸数 867団地（22,985戸）

<厚生労働省、国土交通省>

（関連HP）[http://www.koujuuzai.or.jp/html/page07\\_02\\_05.html](http://www.koujuuzai.or.jp/html/page07_02_05.html)

### ○安心住空間創出プロジェクト

高齢者等ができる限り住み慣れた地域や家庭で自立し、安心して暮らし続けることができるよう、公営住宅団地やUR都市機構賃貸住宅団地等を地域の福祉拠点として再整備する。<厚生労働省、国土交通省>

## **全般**

### ○住教育の推進

学校現場で直接活用されることを想定して、授業づくりの参考となる具体的な教育プログラム及び関連情報のリストを掲載した「住教育ガイドライン」を作成し、ホームページへの掲載等を通じ、教育現場への普及を促進。

<文部科学省、国土交通省>

（関連HP）<http://www.sumai-info.jp/jukyoku/index.html>

### ○建材・住宅設備産業取引ガイドライン

平成20年3月28日に策定した「建材・住宅設備産業取引ガイドライン」について、関連団体への周知を図るため、説明会等の普及促進活動を実施。また、当該ガイドラインの認知・活用状況についてフォローアップ調査を実施。

<経済産業省、国土交通省、公正取引委員会>

（関連HP）<http://www.meti.go.jp/press/20080328006/20080328006.html>

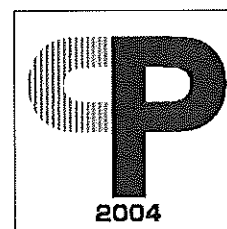
防犯性能の高い建物物品の開発・普及

<経緯>

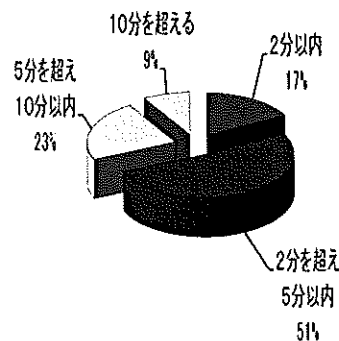
- H14. 11：「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」の設置  
警察庁、国土交通省、経済産業省＋建物部品関連団体等  
防犯性能基準を策定し、侵入までに「5分」以上を要するなど一定の防犯性能を備えた部品（ガラス、錠、ドア、サッシ、ウィンドウフィルム等）を開発
- H16. 4：「防犯性能の高い建物部品目録」公表開始（<http://www.cp-bohan.jp/>）
- H16. 5：部品の普及を図るため、共通標章（CPマーク）を制定
- H21. 3：17種類・3,919品目

防犯性能の高い建物部品目録掲載数

種	類	掲載数		
		H16.4.1	H21.3.27	
1	ドア（A種）	399	831	
2	ドア（B種）	511	624	
3	ガラスドア	低層住宅用	37	80
		ビル用	51	56
4	上ゲドア内蔵ドア	低層住宅用	30	59
		ビル用	5	20
5	引戸	19	70	
6	ガラス引戸（自動含む）	—	69	
7	錠	錠	69	123
		電気錠	—	16
		1ドア2ロックセット	9	14
		シリンダー	25	48
		サムターン	14	36
8	サッシ	引き形式（低層住宅用）	140	282
		引き形式（ビル用）	198	290
		開き形式（低層住宅用）	135	321
		開き形式（ビル用）	211	245
		折りたたみ形式（低層住宅用）	—	44
		折りたたみ形式（ビル用）	—	18
	上ゲドア併式	69	119	
9	ガラス	51	122	
10	ウィンドウフィルム	20	25	
11	雨戸	雨戸	11	16
		2分仕様	9	0
12	面格子	67	172	
13	窓シャッター	窓シャッター	56	80
		2分仕様	33	0
14	重量シャッター	重量シャッター	20	20
		特に防犯性能の高い重量シャッター	11	8
15	軽量シャッター	51	53	
16	オーバーヘッドドア	—	9	
17	シャッター用スイッチボックス	40	44	
計		2,281	3,919	



侵入をあきらめる時間



<出典(財)都市防犯研究センター>

(関連ホームページ)

防犯性能の高い建物物品の開発・普及  
<http://www.cp-bohan.jp/>

## 木のまち・木のいえ推進フォーラムの設立

### 1. 目的

我が国においては利用可能な森林資源が充実期を迎えており、持続可能な森林経営に留意した木材利用の促進が必要である。

また、木造住宅・建築物の建設振興は、大工・工務店、林業・木材産業など地場の幅広い産業の振興や、地域の活性化に資することになる。

このため、産学官の結集により住宅・建築物への木材利用の一層の促進に向けた取組を展開することを目的として「木のまち・木のいえ推進フォーラム」を設立した。

### 2. 概要

国土交通省と農林水産省が主導し、関係する産学官の結集による「木のまち・木のいえ推進フォーラム」を設立し、関係業界・学会・行政が一体となって、住宅・建築物への木材利用の一層の促進に向けた取組みを展開。

(平成21年2月27日 設立大会)



## 海岸堤防等老朽化対策緊急事業の創設

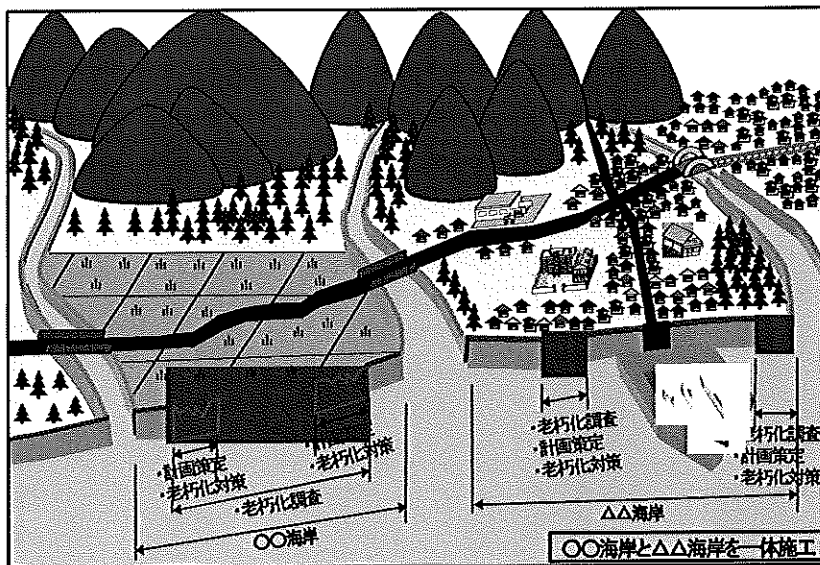
### 1. 目的

海岸堤防等海岸保全施設は、築造後相当な年月が経過したものが多く、部材の経年変化や波力等の影響による損傷や機能低下が進行している。一方、地球温暖化の影響等による高潮被害の増加や海岸侵食の進行、破堤による壊滅的な被害などが懸念されており、その対策が喫緊の課題となっている。

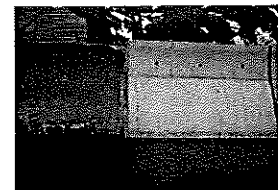
このため、海岸堤防等の老朽化対策を計画的に推進し施設の機能強化を図り、人命や資産を防護することを目的とする。

### 2. 概要

老朽化により海岸保全施設の機能が著しく低下し、甚大な被害が発生するおそれがある海岸において、海岸堤防・護岸等に係る老朽化調査、老朽化対策計画の策定、計画に基づく対策工事を一体的に推進する。



堤防の表法被覆工が損傷



老朽化対策による改良例

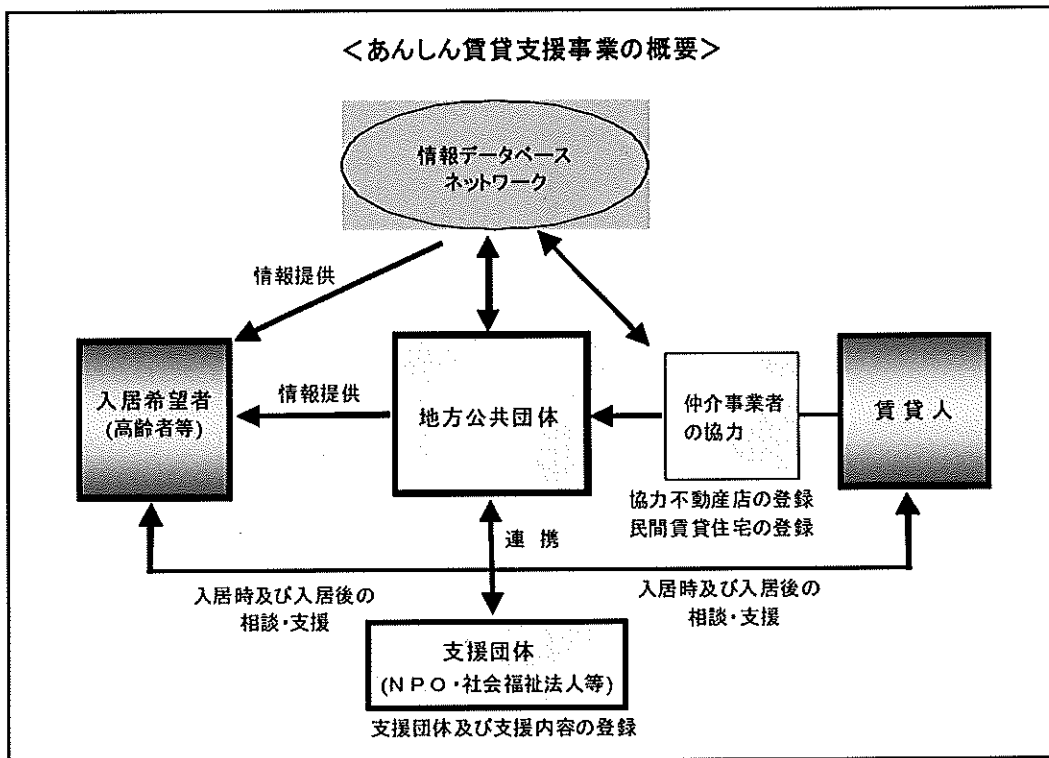
## あんしん賃貸支援事業について

### 1. 目的

民間賃貸住宅市場を活用して、住宅セーフティネット機能の向上を図る。

### 2. 施策概要 等

地方公共団体、支援団体（NPO・社会福祉法人等）、仲介事業者等と連携して、高齢者、障害者、外国人、子育て世帯の入居を受け入れることとする民間賃貸住宅（あんしん賃貸住宅）の登録や居住に関する各種サポート等を行うことにより、高齢者等の入居の円滑化と安心できる賃貸借関係の構築を支援する。





離職者の居住安定確保に向けた公的賃貸住宅の活用

1. 目的

厳しい経済状況の下で離職者の居住の安定確保を図るため、雇用施策との連携の下に住宅施策を総合的に実施する。

2. 施策概要

- (1) 地方公共団体が供給する公的賃貸住宅の空き家の活用が円滑に図られるよう、本来の入居対象者以外の離職者に利用させる場合の手続きを簡素化。
- (2) 独立行政法人都市再生機構の比較的低廉な家賃の空き家を定期借家制度の活用により更に低廉な家賃で賃貸できるような措置。
- (3) 都道府県住宅担当部局に関する情報が全国の主要ハローワークにおいて共有されるよう措置するとともに、住宅担当部局に対し、都道府県労働局及びハローワークとの連携強化に関し特段の配慮を要請するなど、住宅施策と雇用施策の連携を強化。
- (4) 地域住宅交付金制度を活用し、離職者に対する家賃助成等地方公共団体の独自の提案に基づく取組みを支援。

3. 実績

平成21年5月15日(金)時点

	合計	公営	改良	地優賃	公社	UR
供給決定戸数	7,013	4,342	115	210	283	2,063
入居決定戸数	2,666	2,313	50	41	157	105
入居決定人数	4,515	3,870	68	78	342	157

※入居決定戸数・人数は、供給決定戸数のうち入居を決定した戸数・人数であり、実際に入居した戸数・人数ではない。

※戸数・人数は累計。

※URについては、予約戸数及び人数を含む。

(内訳)

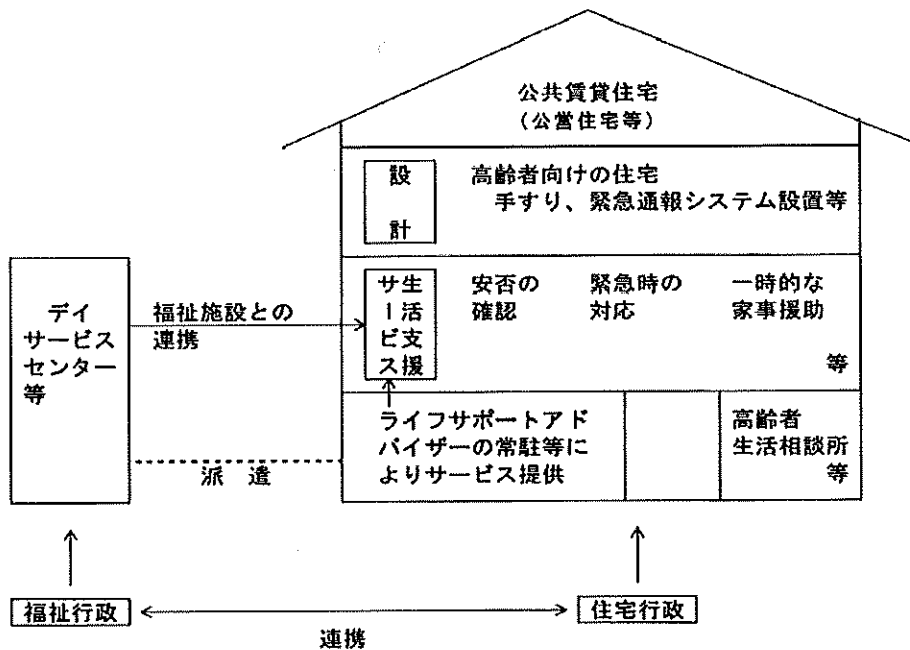
- 公営 : 公営住宅
- 改良 : 住宅地区改良事業により整備された住宅
- 地優賃 : 特定優良賃貸住宅・高齢者向け優良賃貸住宅
- 公社 : 地方住宅供給公社が供給する賃貸住宅
- UR : URが供給する賃貸住宅

シルバーハウジング・プロジェクト

1. 概要

高齢者の世帯が地域社会の中で自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、その在宅生活を支援するため、福祉施策と住宅施策の密接な連携の下に、高齢者の安全や利便に配慮した設備・設計を行うとともに福祉サービスが適切に受けられるよう十分に配慮された住宅の供給を推進することにより、高齢者の居住の安定と社会福祉の増進に資することを目的とする。

2. 制度概要  
(概念図)



入居対象者

- ・ 高齢者単身世帯 (60歳以上) 又は高齢者夫婦世帯 (夫婦いずれか一方が60歳以上であれば足りる) 等
- ・ 障害者単身世帯又は障害者とその配偶者からなる世帯等 (事業主体の長が住宅需要を鑑み特に必要と認める場合に限る。)

3. 助成措置

(1) 建設費等に対する助成

高齢者の利用に配慮した設備・仕様に必要な工事費等に対する助成 (公営住宅等を対象)

(2) ライフサポートアドバイザー (生活補助員) 関連の助成 (厚生労働省で実施)

ライフサポートアドバイザー (生活補助員) の人件費について助成を行う。

(関連ホームページ)

シルバーハウジング・プロジェクト

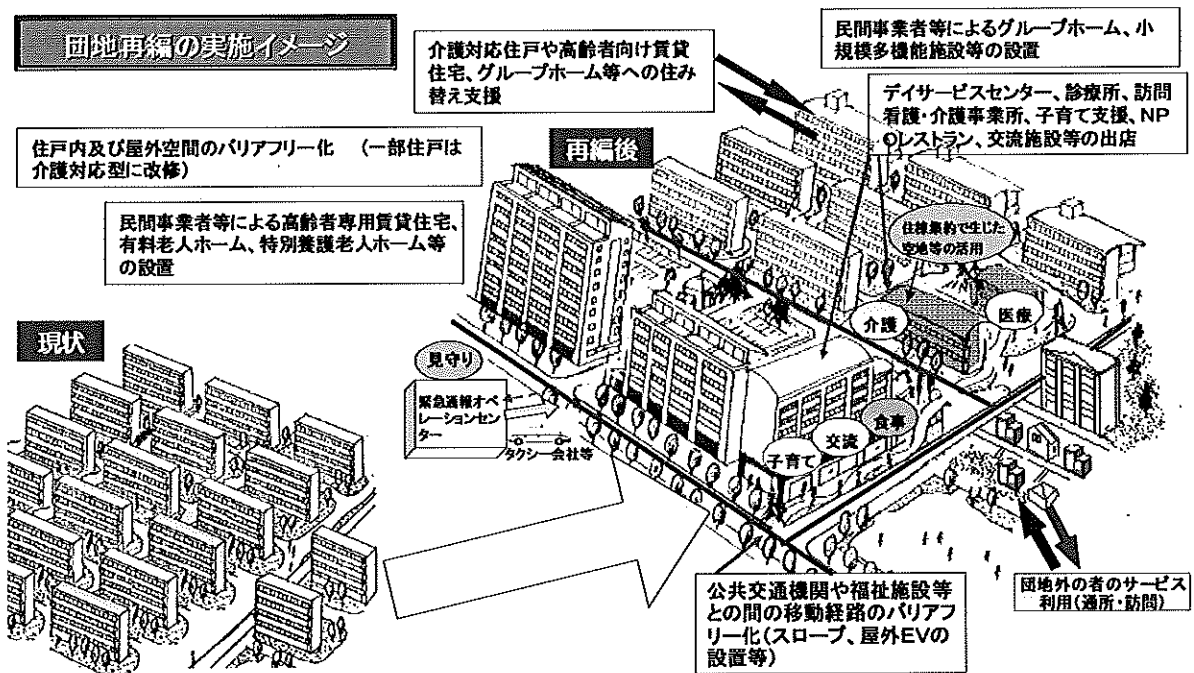
[http://www.koujuuzai.or.jp/html/page07\\_02\\_05.html](http://www.koujuuzai.or.jp/html/page07_02_05.html)

## 安心住空間創出プロジェクトについて

### 1. 目的

厚生労働省施策と連携し、高齢者等ができる限り住み慣れた地域や家庭で自立し、安心して暮らし続けることができるよう、公営住宅団地やUR都市機構賃貸住宅団地等を地域の福祉拠点として再整備する。

### 2. 施策概要



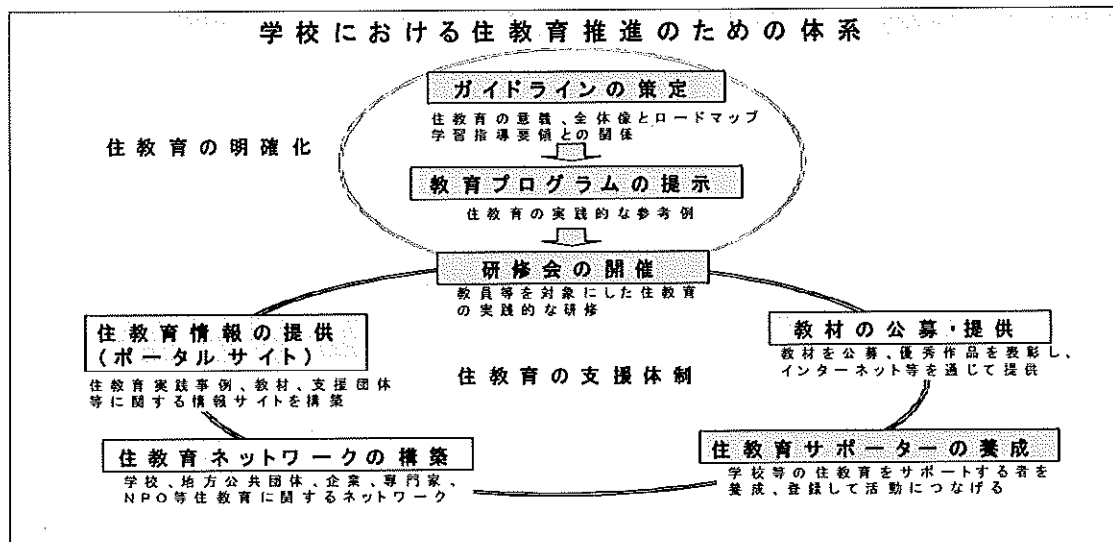
## 住教育の推進

### 1. 住教育の概要

住生活基本法（平成18年法律第61号）第7条第3項において、国及び地方公共団体の責務として、住生活の安定向上の促進に関する国民の理解・協力を促す教育活動・広報活動の実施が位置付けられている。

これを受け、国民が真に豊かさを実感できる社会の実現のために、「住」について考える機会や住教育を受ける機会を増やし、その内容の充実を図っているところである。

特に、「次世代に継承される良好な住宅ストックと、居住環境の形成に寄与する『住まい手』の育成」を想定した場合、次世代を担うべき子どもたちを対象とした住教育への取組が極めて重要であるとの視点から、「学校」における住教育をまず念頭において進めているところである。



### 2. 具体的な取組

平成19年度において、学校における住教育の効果的な推進を図るため、学校現場で直接活用されることを想定して、授業づくりの参考となる具体的な教育プログラム及び関連情報のリストを掲載した「住教育ガイドライン」を作成した。

平成20年度においては、「住教育ガイドライン」の入手方法や住教育に関連する様々な情報取得の窓口サイトを立ち上げ、インターネットを活用した情報発信を行うとともに、文部科学省主催の「小学校及び中学校各教科等担当指導主事連絡協議会」（平成20年12月開催）において、「住教育ガイドライン」の配布を行うなど教育現場への普及を図っているところである。

（関連ホームページ）

住まいの情報発信局（住宅の特集「住まいと暮らしの教育」）

<http://www.sumai-info.jp/jukyoku/index.html>

## 建材・住宅設備産業取引ガイドライン

### 1. ガイドラインの構成

- (1) 建材・住宅設備産業取引の段階（見積、発注、受領支払等）ごとに①問題となる具体的行為事例、②関連法規の留意点及び望ましい取引慣行、③望ましい取引実例（ベストプラクティス）を提示している。
- (2) 本ガイドラインの策定にあたっては、親事業者及び下請事業者に対するアンケート調査やヒアリング調査からピックアップした具体的事例をできるだけ掲載した。

### 2. ガイドライン策定のねらい

- (1) 多層的、かつ多用な取引を含む建材・住宅設備産業取引を透明化し、市場における価格・品質・性能・サービスに基づく健全な競争を促すことによって、当該産業における研究開発・イノベーションを活性化させる。
- (2) 下請法等遵守の具体的な手引きをしめすことにより、業界全体のコンプライアンスを徹底するとともに、法令違反・社会的信用失墜行為を未然に防止する。
- (3) 親事業者・下請事業者双方にとって利益のある関係（“win-win”の関係）の構築を促す。

### 建材・住宅設備産業取引ガイドラインの概要

#### <建材・住宅設備産業の取引の特徴と本ガイドラインの位置づけ>

- 施主から部材メーカーに至るまで多層構造で複雑な流通経路を形成しており、上流の取引は下流に影響を及ぼす。
- 施工工事と密接に関わっており、取引・契約形態によって適用法律が異なるが、本ガイドラインは下請法及び独占禁止法を対象としている。

製造委託契約（企業規模要件等あり）  
⇒ 下請法

建設工事を伴う契約  
⇒ 建設業法

左記2つ以外を含め全般  
⇒ 独占禁止法

⇒ 建材・住宅設備産業の取引適正化を目指すためには、本ガイドラインの普及に加え、国土交通省が発表した「建設業法令遵守ガイドライン」を併せて活用することが必要。

#### <ガイドラインの構成>

- 取引段階ごと（見積～発注～発注変更～受領・返品・やり直し～支払等）に、①問題となる具体的行為事例、②関連法規の留意点及び望ましい取引慣行 ③望ましい取引実例（ベストプラクティス）を記載。

#### <主な問題となる具体的行為事例>

- 施主の要望で、頻りに建材の仕様変更が繰り返されがちで、変更によるコストアップ分が下請事業者の負担となっている。
- 生産が終了した後も金型保管を求められる結果、廃棄できない多数の金型の保管コストが負担となっている。
- 建築現場の進捗に合わせるよう、親事業者からの多頻度小口配送要求が常態化しているが、配送にかかる費用は認められない。
- 原材料の値上げが請負金額に反映されない。

#### <主なベストプラクティス>

- 親事業者は、施主の希望を確認の上、下請事業者と建材のデザイン、色番等の仕様を決定している。
- 親事業者との協議の結果、当初の発注の際に、金物類等の部品用金型の保管年数、保管料等が契約に盛り込まれることになった。
- 親事業者が荷り便を活用して、下請事業者の倉庫に部材を引き取りに寄ることで、双方の物流コストの削減を実現した。
- 原材料価格に連動して、製品単価も変動するシステムを親事業者と取決め導入した。

（関連ホームページ）

建材・住宅設備産業取引ガイドライン

<http://www.meti.go.jp/press/20080328006/20080328006.html>